

## 全国共通の課題、課題への対策の方向性（地域捕獲戦略(案)抜粋）

## 3-1. 全国共通の課題

## (1) 捕獲に関する課題

- 依然、生息数（密度）が増加している地域が存在するため、引き続き生息数の低減を進める必要がある。
- 推定した生息数等に基づき設定した計画上の目標捕獲数と、確保している捕獲のための予算との間に乖離があり、目標捕獲数が不足している場合がある。
- ニホンジカの市街地への出没、交通事故等が各地で発生しており、市街地周辺における個体数調整の必要性が生じている。
- アクセスの困難さ、行政界が入り組み捕獲許可や情報の共有が困難なこと等を要因として都府県境部で捕獲圧が十分かけられていない地域が存在する。
- 被害防止目的の捕獲と、数の調整目的の捕獲とのそれぞれの目的の違いが意識されず捕獲が実施されている。また、捕獲経費の一部補助を受けて実施する捕獲（多くの許可捕獲）と捕獲業務として実施する捕獲（指定管理鳥獣捕獲等事業等）の明確な差がなく捕獲が進められている実態があり、目的・目標に応じた捕獲が実施されていないケースでは、目的に応じた捕獲の効果が得られないケースが見られる。

## (2) 新たな捕獲の担い手に関する課題

- 人口減少社会において捕獲の担い手不足が生じている。

## (3) その他捕獲の円滑化に向けた課題

- 指定管理事業を実施する上で既存の捕獲団体や既存の捕獲事業との調整によっては、実施区域の選定や従事者の確保が難しい場合がある。
- わなを用いた捕獲の際にニホンカモシカ・ツキノワグマ等の錯誤捕獲が発生しており、放野等の作業が、ニホンジカの捕獲作業の制限要因にもなっている。

## (4) 捕獲効果の評価、検証方法、新たな捕獲手法に関する課題

- 生息密度指標である CPUE（単位努力量あたりの捕獲数）について、CPUE 単体で生息動向を評価した場合、生息密度の低下によるものなのか、捕獲に伴う警戒心の高まりが生じているのかの識別が難しく、誤った生息動向の評価につながってしまう可能性がある。
- 低密度地域、分布拡大地域では、既存捕獲事業で用いられている捕獲手法での捕獲効率が高まらないため、別の捕獲手法の開発・導入が求められている。
- これまで捕獲が実施されていなかった地域で捕獲事業を実施する場合に、捕獲事業の効果の評価を適切に行う指標が定まっていない。

- 捕獲数が増加する中で、捕獲個体の運搬、解体、処分の作業負担が増大しており、捕獲作業の制限要因となっている。

#### 4-1. 全国共通の課題への対策の方向性

依然、ニホンジカが高密度で生息する地域や分布の拡大が進行する状況の下、継続的な捕獲強化が求められている。捕獲強化に伴い、低密度化や警戒心の高まりに伴う捕獲効率の低下が今後予想され、また、被害防除対策の浸透により農業被害等が減少する中、幅広い利害関係者による一層の理解と協力、連携が必要な状況である。このような、全国で共通する課題についての対応は国が基本的な方針の検討を行い、都道府県は地域の状況に応じて以下のような対策を中心に取り組む必要がある。

例えば、これまで実施してきた有効な対策については今後も継続して実施していくとともに、より効率的な対策を他地域の事例を導入することにより推進する。知見や技術の不足により有効な対策が明らかでない課題については個別の取り組みや検証等の情報の共有により、有効な対策の確立につなげていく必要がある。

##### (1) 捕獲事業

- これまで捕獲の主力である許可捕獲（有害鳥獣捕獲、特定計画に基づく個体数調整目的の捕獲）、登録狩猟について、現状の捕獲努力量を維持するための予算や捕獲の担い手の確保などの基盤整備を進めるとともに、捕獲努力量や捕獲の効率性の向上に向けてさらなる施策を実施する。
  - 現在の捕獲圧を維持していくための予算確保と将来的な予算の確保に向けて、必要な根拠情報を明らかにし、確実な予算要求につなげる。
  - 捕獲区分ごとの捕獲の担い手の充足状況を把握し、不足している、不足が予想される場合には確実な人材確保に取り組む。
  - 低密度化、警戒心の高まりによる捕獲効率の低下に備え、捕獲技術、捕獲戦略の整備を進める。
  - 十分な検討を行った上で特に弊害が予想されない限り、特定計画に基づく特例（法第12・14条関連）の適用、拡大を行い、狩猟期間中の捕獲報奨金についても同様に適用を検討する。
- 許可捕獲（有害鳥獣捕獲、特定計画に基づく個体数調整目的の捕獲）、登録狩猟では、捕獲数や捕獲圧が不足する地域、時期に強化すべき適切な捕獲区分の検討を行い、対策を講じる。特に、指定管理鳥事業の捕獲メニューの積極的活用により、目標捕獲頭数の達成を目指す。
  - 捕獲圧の不足、担い手の不足が生じている地域の抽出を行い、地域の捕獲団体の状況や捕獲の障害となっている要因（捕獲規制、アクセス困難度、土地所有等）等、地域の状況を整理し対応策を検討、実施する。
  - 指定管理事業の効果的捕獲促進事業（市町村連携タイプ）を必要に応じて活用し、

許可捕獲も含めた総合的な捕獲区分での捕獲の推進を行う。

- 市街地出没や交通事故の発生を抑制するよう、周辺地域での捕獲を推進する。また、発生予防策や発生時の対応について、適切な方法を普及する。
- 都府県境部で捕獲が必要な地域については、情報の共有や連携した取り組みにより効率的な捕獲を実施する。

## (2) 人材育成

- 狩猟免許所持者の確保とその育成は、すべての捕獲区分における捕獲の促進の将来的な基盤になることから、これまで実施してきた取り組みを継続するとともに県毎の狩猟免許所持者の状況に応じて育成の目的を明確にし、目的に応じた有効な取り組み実施する。
  - 狩猟免許取得を促進するため、狩猟の魅力の普及、狩猟免許取得試験の土日開催、実施日数の拡大、開催場所の分散を継続して検討、実施する。
  - 狩猟免許所持者が実質的な捕獲の担い手として活躍できるように、基礎的な捕獲技術の習得の機会の提供や、環境（場や人とのマッチング）の確保のための調整やイベントの開催を検討、実施する。
- ニホンジカの保護・管理に携わる行政担当者は、必要な予算の確保、地域の調整、広域的な調整等、高度な行政能力が要求されることから、担当行政職員の能力向上に資する対策を講じていく必要がある。
  - 省庁主催の研修への積極的な参加を継続、促進する。

## (3) 地域調整、広域調整

- 既存の捕獲区分での捕獲施策に影響を与えず指定管理事業の効果を最大限に発揮できるように、調整方法についての取り組み事例を共有し、効果的な実施方法を検討する。
- 錯誤捕獲の発生予防と錯誤捕獲が起きた場合の対応作業や体制について、捕獲作業への影響を最低限にしながらか種の個体群の存続を確保する。

## (4) モニタリング・手法開発・分析

- 将来的な財源確保の確実性を担保するため、捕獲の推進とともに必要な予算が増加することを客観的に示す資料として生息情報（生息密度、分布、動向等）や捕獲目的に対する効果検証のためデータ等の収集、整理を進める。
- 隣接する都道府県、ブロック内でモニタリング仕様の統一を図り、生息情報、捕獲情報、被害情報等の面的な見える化を図り共有し、効果的・効率的な捕獲の計画・調整を進める。また、市町村や捕獲実施主体に情報を提供し、捕獲圧の不足している地域の捕獲を進める。
- 生息数の低下する段階にも適切に生息動向を把握できるように、動向把握に必要なモニ

タリングデータの検証に関する要点等を整理し普及する。

- 低密度下における捕獲手法について先進的な取り組みに関する情報収集や、指定管理事業の効果的捕獲促進事業（効果的捕獲モデル・技術開発タイプ）の成果の評価を行い、共有を進める。
- これまで捕獲が実施されていなかった地域での捕獲事業の効果を把握する指標や方法を検討する。
- 捕獲個体の処置方法について、捕獲作業の制限とならないよう、埋設場所の確保や焼却施設等の基盤整備、方法の構築を行う。